

令和8年度第1回新城市福祉従事者支援施策推進会議（概要）

日 時 令和8年4月28日（火）

午後1時30分～

場 所 新城市役所災害対策本部室2

議題

1 委員の追加について

今回、長坂座長より構成員の追加選出について提案がありました。選出について規約に沿って行う。追加対象者は、新城市地域おこし協力隊 今井真央 氏。次のとおり座長から紹介がある。

今井さんは高校時代、アメリカンフットボールに打ち込み、関東大会 MVP の獲得や全部ベストエイトという成績を残されました。そしてスポーツ推薦で入学した大学のアメフト部でいじめにあい、引きこもりや不登校を経験することになったそうです。その後、恩師の言葉をきっかけに再起し、大手製薬メーカーへ就職、そして結婚二児の父親となったのですが、学校を作りたいという夢を諦め切れず、脱サをして、2020年に岡崎市でフリースクール大地を設立されました。そして、2025年からはグレーゾーンの若者に対する就労支援を行うため、新城市へ移住し、地域起こし協力隊として活動されています。私たち（座長、副座長、太田委員、鈴木委員、中尾課長）との出会いは、昨年度に黄柳野高校で実践した新城版介拓奨学生プログラムでした。そのプログラムの事務局は一社アスバシさんがやっていますが、その代表の毛受さんを通じて、足がつながっていききました。そして本日の議題にあります事業の追加として皆さんにお諮りする「新城キャリア教育プログラム-福祉・介護版-」において、介護職員初任者研修を受講する生徒たちに対するキャリア教育の部分を担っていただくということです。なお、地域起こし協力隊は、市役所産業政策課の所管となっていますので、本推進会議が行政目線で見ると福祉・教育・産業という領域に広がっていくことになると思います。以上です。

①規約第4条第1項、「その他、座長が必要と認めた者」になる。

②規約第4条第2項、次の基準に基づいているか？

(1)施策推進に必要なかつ合理的な理由がある場合

(2)施策実施の新たな課題解決のため専門性が求められる場合

「新城キャリア教育プログラム-福祉・介護版-」を実施するにあたり、キャリア教育における専門性が求められており、彼はこの領域に長けている。

③座長の承認を得た後、構成員から意見を集約した上で議決を行う。

全員賛成。今井氏が委員として承認され、本会議より途中参加となる。

2 令和8年度福祉従事者支援施策について

(1) 広報誌に「福祉のお仕事」を隔月掲載（継続）

市民の方に福祉職・介護職や市内の福祉サービス等について知ってもらうための取り組みです。

「福祉のお仕事」を隔月掲載する他、福祉条例の啓発を行うため、2月に見開き2ページの特集を掲載します。

この他の内容は資料のとおりです。

(2) 市内小・中学校で実施されている「福祉に触れる機会」の充実（新規）

福祉現場の魅力を次世代を担う子どもたちに伝えることを目的として、市内小・中学校における「福祉に触れる機会」の充実に取り組むものです。

4月14日に開催された校長会に出席し、座長のご協力をいただきながら、出前講座の実施についてお願いを行ってきました。会では、「新城市社会福祉法人連絡協議会」が作成したプログラム

を提示して活用を説明しました。

各校で実施する「福祉体験教室」について、事務局より各委員へ情報提供を行います。希望する学校での視察を通じて、専門職としての視点による意見を学校へ伝える活動を進めてまいります。

また、実施した学校に対してアンケート調査を社会福祉協議会（社協）が行い、いただいたご意見をもとに本事業をさらに充実させ、より価値ある機会としていく予定です。

- ・5月初頭には各校の年間行事が出てくるので出揃いましたら事務局へ「福祉体験教室等」の日程をお知らせします。（安井委員）
- ・「福祉体験教室」以外の部分で視察した委員がキャリア教育という視点でネットワークにつながるとか、講演をしてもらおうとか、専門職が入ることで学校の敷居が下がるきっかけとなればいい。（安井委員）
- ・社協によるアンケートは紙ではなくネット上のアンケートとします。（柿原委員）
- ・期間を区切って訪問したい学校の希望調査をメールで実施します。（事務局）
- ・実施する「福祉体験教室」を福祉職の目線で意見が欲しいと言いう所からスタートしている。委員だけでなく、法人に所属する職員や委員に繋がりのある者が視察に行く必要があるのではないか（長坂座長）
- ・「福祉体験教室」をやっておしまいということが学校における課題にもなっている。働くことの意味、福祉とは何か等、全体への説明であったり、必要があればフォローアップで学校に入ることもできます。（今井委員）

（3）第5回ふくしふれあい広場で「福祉・介護職員からの実践発表」の実施（新規）

「メガホンリレー事業 ～実践発表～」では、福祉従事者がその事業所内での人材育成、家族や地域との連携、運営改善の工夫や成果を発表する場を提供します。また、福祉従事者同士の情報共有を通じて、利用者へのサービスの質向上を目指すことを目的としています。

事務局からのたたき台の説明。開催日：令和9年3月22日（祝・月）会場：新城文化会館大会議室、発表時間は各事業所10分間、パワーポイントを使用しながらプレゼンを行う形式になります。

応募締切：令和9年1月、内容の要約とした抄録原稿を2月までに提出していただきます。

- ・ふくしふれあい広場の開催日は、会場の都合上から令和9年3月22日（祝・月）と決まりました。会場は、新城文化会館です。（柿原委員）
- ・前回開催時にあった、高校生による介拓プログラムの実践発表が大変良かった。事業所に限らず学生の発表があるといい。心に刺さる。（加藤委員）
- ・事業所単位ではなく個人で発表ができてもいい。（鈴木委員）
- ・やらされた経験ではなく、福祉という大きなテーマで、学生自身が取組んだという内容を発表でできたら聞いてる大人は心に刺さるだろう。（渡邊委員）
- ・福祉の人しか来ていないと言うのが残念である。他事業が「福祉的な取組み」を行っていることに間口を広げて発表できればいい。例えば、ちさとリースキンは、不登校・ひきこもり経験者を積極的に採用し、社会的自立までをサポートしているとか。（今井委員）
- ・福祉の人に限定せず、より多くの人に参加してもらうためにはどうしたらいいのか。（渡邊）
- ・準備段階で完成されたチラシによる告知。ある団体がこう言った取組みをやっているよということを具体的に周知する。こうしたより多くの方に参加してもらう方法もある。（今井委員）
- ・そもそも福祉関係者しか来場がないという土台がある。新城市の福祉文化をどう作っていくのかそうした大きな目的をもって行うことが必要である。福祉を作る原石をいかに掘り起こしていくかということ。リスクに目を向けず、ニーズに目を向けていくこと。これが伴走型支援になる。（太田委員）
- ・メガホンリレーという名称は、それぞれの意見を大きくしてみんなに伝えるという意味がある。（山本委員）
- ・発表する対象者は、福祉介護事業者だけでなく、学校、民間企業などが、市内で福祉的な取組み

を行っていることを発表する場とする。

(長坂座長)

- ・例えば11月に実施している児童・生徒による「聞いてください私の話」。このなかで福祉に関する内容で保護者の了解が得られれば発表も可能である。(安井委員)
- ・福祉体験教室では知識関心は深まるが、さらに人材の確保となると、今井委員の言った振り返りが必要である。その振り返りしたことをまとめて、児童・生徒にこの場で発表してもらおうとか。福祉事業所へ出向いた児童・生徒の発表してもらおうとか。可能性はある。(安井委員)
- ・順位付けはない。
- ・新城中学校で3年間通して実施するキャリア教育で発表の場が未決定なので、この場を借りて発表するというのも学校へ提案もできる。2年生は可能。(今井委員)
- ・若い人が多いスポーツの団体は災害復旧の力になる。まちを作っていく担い手になり得る。スポーツと福祉を絡めたことも考えられる。また、音楽文化、芸術も大きな目で見ると誰一人取り残さない社会づくりの活動となっている。一般の人が好む分野にも目を向けていきたい。(山本委員)
- ・「メガホンリレー」という名称、何かな？と引っかかるのがいい。(山本委員)
- ・社協的に「ふくしふれあい広場」は、昨年と同じイメージということだが、「福祉的な取込み」を盛り込んでいいと思う。学校が他校の取組みを知る場にもなって次につながっていくことができればいい。(加藤委員)
- ・田原市の福寿園では、法人独自に福祉体験教室を行い、体験した学生に作文を書いてもらって、発表の場を設け、表彰することをしている。学生にとって表彰を受けたということがひとつのステータスになっている。そこまで丁寧にやる必要がある。(太田委員)
- ・福祉介護で従事する外国人による発表もいれてはどうか。多様性を認めて住みやすいまちにする。(山本委員)
- ・今回は製造業×福祉で行くとか、農業×福祉で行くとか特定のところへ焦点を合わせてもいい。(渡邊委員)

(4) 第5回ふくしふれあい広場で「キラリ☆しんしろ福祉賞」の実施(継続)

要項案は日付を変えただけで内容は変わっていません。

前は5団体7名で、高齢者福祉2名、障害者福祉3名、児童福祉2名でした。受賞者の減少という課題については、ホームページ、各事業所へメールの他、障がい福祉では自立支援協議会など、事業所が集まる場へ出向いて宣伝を行いたいと考えております。

また、福祉条例における福祉従事者の定義にボランティアも含まれておりますので、対象に入れてはどうかという意見が出ています。このことについては、社協で検討した上、推進会議で検討していくという方針になっております。

- ・ここにいる法人、事業者に紐づいたところからの受賞ばかり、それ以外のところから推薦ができるような案内の出し方とは。(渡邊委員)
- ・対象としている人しか参加できていないところが形骸化する原因。岡崎市で行うノーマライゼーションフェスタでは、明るみにならない場所で活動している人にスポットを当てている。活動の励みになっている。外部による推進方式。福祉に関係のないひとも巻き込めるのではないか。(今井委員)
- ・若い人の離職防止が目的となっている。第2回では、賞の趣旨が事業者には伝えきれていなかったことから、年長者を差し置いて、若い人を推薦することは難しかったようだ。対象の見直しを考えてもいい。(杉本委員)
- ・表彰式の事業所発表の内容は聞いていても偏っている。信号で見守りを続けているおじさんなど、地域推薦があってもいい。(加藤委員)
- ・制度ボランティアは対象としない。(山本委員)
- ・市の功労者表彰でボランティアの枠もある。2重にならないようにしていく必要がある。(柿原委員)
- ・ボランティアはどうするのか、推薦はどうするのかの前に、社協で検討を進めて欲しい。(長坂座長)

(5) 地方分権の提案募集方式による提案（継続）

令和8年4月21日（火）付けで本提案書を提出。

提案は、提出先の内閣府地方分権改革推進室当室が実現に向けて政府の関係行政機関と調整を行っていく。

また、上記とは別に、新城福祉会より提案があった「居宅介護事業の管理者、サービス提供責任者、ヘルパーの3者兼務」について、厚生労働省の見解では、現行制度上、居宅介護事業における3者兼務は可能であるとのこと。このため、本提案は「内閣府と関係府省庁間で調整を行う必要のある提案には該当しないもの」として整理されました。このことを踏まえ、市では愛知県が兼務を認めない判断を行っている理由について確認を行う予定です。なお、内閣府からも愛知県への説明を行う予定です。

この他、新たな提案については、随時受付していきます。

3 事業の追加について

新城キャリア教育プログラム－福祉・介護版－（新規）

「新城キャリア教育プログラム－福祉・介護版－」は、高校生が資格「介護職員初任者研修」を無料で取得し、アルバイト収入を得ながら社会経験と実務経験を積むことで、福祉分野への就労のきっかけを提供する新しい学びの形を実現する事業です。令和7年度には黄柳野高校の学生を対象に実施され、資格取得者は今年度、市内事業所でのアルバイト就労が予定されています。

令和8年度からは、福祉条例の理念に基づき、「新城版」としてプログラムを発展させ、行政と民間が協働し講師派遣や研修会を実施します。プログラムは資格取得までを対象とし、その後のアルバイト就労については、今井委員が実施する「アプレンティスシップ」を活用するなど、地域社会とつながる仕組みへと展開します。対象は黄柳野高校生徒、通信制の学生とする。

今回、新たな事業としてこのプログラムを追加する理由は、本プログラムが、若年層に福祉分野への関心を喚起し、資格取得や実務経験を通じて福祉人材としてのキャリア形成（職業の生涯設計）を支援する取り組みであるため。

また、行政と民間が共同で運営するモデルを構築することで、両者の連携強化を促進し、条例で掲げられている（「福祉従事者の育成及び確保」や「地域共生社会の実現」に直結する）施策として地域全体への貢献が期待される。

4 その他

(1) 各機関、団体を代表してお知らせや情報提供等

熊谷委員より 注文をまちがえる「わっはっは食堂」についての報告がある。

(2) 事務局からの連絡事項

・施策推進会議の開催日程について ※いずれも、時間は13時30分から15時までになります。

第2回	日にち： 8月18日（火） 会 場：新城市役所4階 会議室4-1
第3回 （※予備日）	日にち： 9月29日（火） 会 場：新城市役所3階 災害対策本部室2
第4回	日にち： 12月22日（火） 会 場：新城市役所3階 災害対策本部室2
第5回	日にち：令和9年3月30日（火） 会 場：新城市役所4階 会議室4-1